

令和8年5月定例会

議 案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 3 2 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について・・・	3
議案第 3 3 号	久喜市 P T A 連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
議案第 3 4 号	久喜市学校給食審議会への諮問について・・・・・・・・・・	1 8

**議案第32号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」につきましては、
人事案件であるため非公開です。**

【職名】

- 1 久喜市立幼稚園評議員**
- 2 久喜市学校給食審議会委員**
- 3 久喜市教育相談室教育相談員**
- 4 久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員**
- 5 久喜市生徒指導推進委員**
- 6 学校運営協議会委員**
- 7 久喜市社会教育委員**

件 名

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例について

提案理由

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

- (1) 審議会の委員について、選出元がPTA又はPTA連合会となっているものを児童生徒の保護者に変更する。
- ①久喜市学校給食審議会条例
 - ②久喜市教育振興基本計画策定委員会条例
 - ③久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例

2 施行期日
公布の日

(教育総務課)

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正)

第1条 久喜市学校給食審議会条例（平成22年久喜市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「PTAの代表」を「児童生徒の保護者」に改める。

(久喜市教育振興基本計画策定委員会条例の一部改正)

第2条 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例（平成24年久喜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「PTAの代表」を「児童生徒の保護者」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例（平成27年久喜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号を次のように改める。

（6） 小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒の保護者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の久喜市学校給食審議会条例第2条第2項の規定により委嘱されている久喜市学校給食審議会委員（以下この項において「旧委員」という。）は、第1条の規定による改正後の久喜市学校

給食審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項の規定により委嘱された久喜市学校給食審議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例第4条第2項の規定により委嘱されている久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員（以下この項において「旧委員」という。）は、第3条の規定による改正後の久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第4条第2項の規定により委嘱された久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

久喜市学校給食審議会条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（審議会の委員） 第2条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1）・（2） 略 （3） 小学校、中学校及び義務教育学校の<u>児童生徒の保護者</u> （4）～（7） 略	（審議会の委員） 第2条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1）・（2） 略 （3） 小学校、中学校及び義務教育学校の<u>PTAの代表</u>_____ （4）～（7） 略

久喜市教育振興基本計画策定委員会条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（委員の委嘱） 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 （1）～（3） 略 （4） 小学校、中学校及び義務教育学校の<u>児童生徒の保護者</u> （5） 略	（委員の委嘱） 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 （1）～（3） 略 （4） 小学校、中学校及び義務教育学校の<u>PTAの代表</u> （5） 略

久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（組織） 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 （1）～（5） 略 <u>（6） 小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒の保護者</u> （7）～（9） 略	（組織） 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 （1）～（5） 略 <u>（6） 久喜市PTA連合会を代表する者</u> （7）～（9） 略

件 名

久喜市学校給食審議会への諮問について

提案理由

学校給食の運営に関し、別紙のとおり久喜市学校給食審議会へ諮問したいので議決を求める。

概 要

- 1 諮問内容
別紙諮問書（案）のとおり

（学校給食課）

(案)

久教給第 号
令和8年 月 日

久喜市学校給食審議会会長 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

令和9年度における学校給食の運営について（諮問）

久喜市学校給食審議会条例（平成22年久喜市条例第94号）第1条の規定に基づき、令和9年度における学校給食の運営に関して、貴審議会の意見を求めます。